

松江市告示第129号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

松江市長 上 定 昭 仁

路線 番号	路線名	供用開始の 区 間 起 終 点 点	供用開始日	図面 番号	備考
13132	池上3号線	松江市古志原二丁目792番4地先 " " " 801番3地先	令和4年3月31日	1	
15127	白岸6号線	松江市黒田町字白岸350番11地先 " " " 350番26地先	令和4年3月31日	2	
15855	山居下2号線	松江市浜乃木二丁目790番2地先 " " " 756番7地先	令和4年3月31日	3	
60284	湯町南枝線	松江市玉湯町湯町62番17地先 " " " 61番12地先	令和4年3月31日	4	